

## 第2回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年7月24日(月) 午後4時から午後5時10分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

### 3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

### 4 欠席委員

### 5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 矢板市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

## 8 会議の概要

- 八木澤会長 本日は、ご苦勞さまです。本總會の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので總會は成立いたします。  
それでは、ただいまから第2回矢板市農業員會總會を開催します。
- 議長  
(八木澤会長) これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。  
會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。  
  
(議長一任の声有り)
- 議長 ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。  
それでは、3番福田委員、13番齋藤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。  
  
(異議なしの声有り)
- 議長 異議なしと認め、3番福田委員、13番齋藤委員を議事録署名委員といたします。  
続いて、付議事件(2) 議案第1号から第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局長 それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)  
議案第1号は、宅地と農地を購入し、矢板に居住し農業を始めるため申請した案件です。議案第2号は、経営規模拡大のため申請した案件です。議案第3号は譲渡人から利用権設定を受けている農地を購入するため申請した案件です。議案第4号は、経営規模拡大のため申請した案件です。議案第5号も、経営規模拡大のため申請した案件です。議案第5号も、経営規模拡大のため申請した案件です。以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。  
次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第1班、班長9番平久井委員にお願いします。
- 9番平久井委員 9番の平久井です。本日午前9時30分から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法第3条を6件、農地法第4条を1件、農地法第5条を4件、農振除外2件の計13件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。またいくつかの案件については、事務局より詳細な説明があります。皆様方のご審議をよろし

くお願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番の鈴木です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

宅地と農地を購入し、矢板に居住するとのことです。現在、耕作放棄地となっている農地もあり、それが解消されるのであれば有難いと思われ問題ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番の平久井です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

農地法第3条で経営拡大が目的ということで、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、引き続き9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番の平久井です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

認定農業者が借りている農地を購入するというので、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番の鈴木です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

(共同施行で実施した土地改良の換地をしていないため) 現況と所有者が合わないため、売買によりそれを解消するための案件です。やむを得ないと思われませんが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、引き続き2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番の鈴木です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第4号と同じ理由になります。やむを得ないと思われませんが、ご

審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、引き続き2番鈴木委員をお願いします。

2番鈴木委員

2番の鈴木です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第4号と同じ理由になります。やむを得ないと思われませんが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第1号から第6号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

8番佐藤委員

8番の佐藤です。議案第1号では新規の方とのことでしたが、（続けていけるという意味で）大丈夫なのでしょうか？

事務局

前塩谷町農業委員会長のもと、農地を借りて研修を受けており、一緒に研修を受けていた方が、矢板市内の農地を購入し、耕作放棄地の解消に一役買っているのです、大丈夫と思われます。

議 長

その他ご意見ありませんか？

（ありませんの声有り）

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

（異議ありませんの声有り）

議 長

それでは、議案第1号から第6号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件（3） 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。（議案書により説明）議案第7号は、太陽光発電設備を設置するため申請した案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、議案第7号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員をお願いします。

7番山口委員

7番の山口です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第7号は、太陽光発電設備ということですが、隣接も（転用許可を受けた）太陽光が設置されておりやむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

（ありませんの声有り）

議長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

（異議ありませんの声有り）

議長

それでは、議案第7号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件（4） 議案第8号から第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の3ページをご覧ください。（議案書により説明）議案第8号は太陽光発電設備を設置するため、議案第9号は農地改良のため一時転用の申請です。議案第10号は駐車場用地とするため、議案第11号は太陽光発電設備を設置するため申請した案件です。以上です。

議長

ありがとうございました。次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員をお願いします。

7番山口委員

7番の山口です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

（矢板市都市計画の）住居地域内にあるため、やむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、引き続き7番山口委員をお願いします。

7番山口委員

7番の山口です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現状は荒地となっております。通風の影響もあるので皆様のご意見を伺いたい。土盛りの高さは、農道より10cm低くと言っていますが、農道はあくまで北側であり、東側の高い道路は堤防の管理道なので、その道路と勘違いしているかも知れません。その高さまで土盛りする

と通風に影響が出るかも知れませんので。事務局でチェックなどよろしくをお願いします。

議 長 事務局から何かありますか？

事務局 申請書の事業計画に「隣接地主と立会し、同意を貰う」と謳ってありますので、その通り行うよう指導します。また、状況報告などもさせます。

議 長 次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

10番平久井委員 10番の平久井です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現状は草が生えております。区画整理地内でもありますので、何ら問題ないと思われませんが、ご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。次に議案第11号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員 2番の鈴木です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この場所は、農地の拡がりもなく、大きな農機具も入らない。転用の条件には適合していると思われませんが、ご審議をお願いします。

議 長 それでは議案第8号から第11号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長 それでは、議案第8号から議案第11号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(5) 議案第12号、第13号 矢板農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の4ページをご覧ください。(議案書により説明)  
議案第12号は、一般住宅建築のための案件です。議案第13号は、農村レストラン、農業体験交流館の建設のための案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、議案第12号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番の山口です。現地案内図の10ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第12号は、農振白地も所有していますが、そちらは、農地の連坦性を阻害するため、それよりは農振農用地でも集落接続となる申請地の方がやむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第13号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番の平久井です。現地案内図の11ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

農村レストランなどは、(不許可の例外に)当たらないとのことなので事務局の説明をお願いしたい。

事務局

開発許可は、大田原土木事務所と協議の結果、該当しないということでクリアとなっております。また、農振除外についても、塩谷農業振興事務所との打ち合わせで、内川右岸では無理だが、左岸なら農振白地の隣なのでやむを得ないとのことでした。後は、土盛りや、砂利を敷いたりする関係で河川法第55条、市道からの乗り入れをするのに、やはり土盛りを行うでしょうから、道路法第24条をクリアしてもらう必要があると思われます。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告と事務局説明が終わりました。それでは議案第12号、第13号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第12号、第13号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(6) 議案第14号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の5ページをご覧ください。

【議案第14号を議案書をもとに朗読】

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは議案第14号について、質疑・意見等がございましたら  
お受けします。

(質問、意見なし)

議長 議案第14号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
続きまして、付議事件(6) 議案第15号 農地利用集積計画に係  
る意見聴取についてを議題に供します。ここで、農業委員会等に関す  
る法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。

(佐藤委員退室)

議長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の6ページをご覧ください。

【議案第15号を議案書をもとに朗読】

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは議案第15号について、質疑・意見等がございましたら  
お受けします。

(質問、意見なし)

議長 議案第15号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
議案第15号が終了しましたので、8番佐藤委員の入室を求めます。

(佐藤委員入室)

続いて、付議事件(7) 議案第16号 全国農業新聞の普及推進  
に関する申し合わせ決議(案)について議題に供します。

事務局長 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

すべての農業委員会に対し、農業会議を通じて公文書が回りました。

【議案第16号を議案書をもとに朗読】

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは議案第34号について、質疑・意見等がございましたら



お受けします。

(質問、意見なし)

議 長 議案第16号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・平成30年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について、別紙のとおり取りまとめました。
- ・農地転用現地調査班名簿や農業委員会専門委員名簿ができましたので配布します。

議 長

それでは以上を持ちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤寛夫

議事録署名委員

齋藤典子

議事録署名委員

福田英一